

1 事案の概要

中部電力の子会社であるシーテック社が、2013年・2014年当時、岐阜県上石津町及び関ヶ原町において建設を計画していた風力発電事業施設の建設計画を巡り、環境破壊を懸念した地元住民らの個人情報を岐阜県大垣警察署の警備課がシーテック社に提供し、情報交換を行っていたとの報道がされた（2014年7月）。報道によって自分の情報が提供されたと知った原告4人が、シーテック社に対して証拠保全を行ったところ、大垣警察署とシーテック社の議事録が残されており、関係住民の人間関係、勤務先、経歴まで、大垣警察警備課はシーテック社に提供していた。原告らは、個人情報を長年にわたって収集、保有し、それらの情報の一部を民間企業に提供したことを原告らの人格権としてのプライバシー等が侵害されたとして、被告県に国家賠償を求め、県と国に対して、人格権としてのプライバシーに基づき、保有する個人情報の抹消を求めた事件。

2 何が問われた事件か？

- (1) 公安警察による情報収集・保有・利用・提供行為は合憲・合法か？
- (2) 根底にある市民運動への敵視は、憲法の観点から許されるのか？
- (3) 警察活動の法的根拠と憲法が許容している警察活動は何か？
法治主義による統制の根拠 ①権力分立 ②基本的人権の擁護
- (4) 法治主義国家として、警察に対する法的統制はどうあるべきか？
- (5) 司法の役割は何か？

3 一審岐阜地裁判決

主文：一人50万円（合計220万円）、情報の漏洩を理由に損害賠償を認容。個人情報の抹消は、却下。

判決理由：情報の提供の点は、違法性を認めたが、情報収集について、抽象的な必要性を認定。法律上の根拠がないというだけで国賠法上の違法性がないとは言えない。

①警察活動の法的根拠

警察法2条1項の警察の責務：犯罪予防もその主要な職責の一つ。警察による情報収集活動は、強制におよばない**任意捜査**の方法による**限り原則**として**許容**される。

③本件情報収集の必要性について

「原告らは過去に公共の安全と秩序の維持を害するような市民運動を行ったことはなく、原告らが公共の安全と秩序の維持を害するような具体的活動をしていなかったことによれば、本件情報収集等の必要性はそれほど高いものではなかったが、仮に上記のとおり原告らの活動が市民運動に発展した場合、抽象的には公共の安全と秩序の維持を害するような事態に発展する危険性はないとはいえない。大垣警察が万一の事態に備えて原告らに関する情報収集等をする必要性があったことを否定できない。」

4 控訴審での原告側の主張

(1) 規律密度の脆弱性

警察法2条1項を根拠。組織法 警察官職務執行法、刑事訴訟法以外に作用法なし。
具体的な権限は、委任立法による国会による議論無しの規則（抽象的、詳細な要件効果の規定なし）－諸外国に比較しても、警察権限を統制する具体的法的な規定が少ない＝規律密度の脆弱性

(2) 立法による統制－国民主権、権力分立・基本的人権擁護の目的からの必要性

警察自身が立法不要路線－国会による統制の弱さ

GPS 最高裁判決－令状が必要（立法化を促している）－未だに立法化されず。－警察の反対→DNA データの規制に及ぶことを警戒（名古屋高裁 DNA 型データ等抹消事件判決参照）

(3) 個別事件毎の裁判所による統制と立法を促す効果

司法の役割（控訴第3準備書面から）

- ①自衛隊を除けば、最大の實力組織である警察の統制は、厳格な法治主義に基づく警察力の統制が必要
- ②立法によって国家的「公安」が設定されても、必然的に曖昧なものにならざるをえない。立法が抽象的曖昧な規定の場合は、犯罪行為や犯罪行為につながる可能性のある場合にとどまらず、警察が国家的な「公安」を乱す行為一般にまで監視の範囲が広がる危険性がある。
- ③これを統制するのは、国民の権利・自由を擁護する任務をもつ司法権の役割。一時的には、国会による立法を通じて警察力を統制すべきであるが、現に統制するための具体的な法律がない現在、裁判所が、本件のような個別事件における審査を厳しく行うことによって、立法を促すほかない。
- ④本件で明らかになった警備公安警察による市民監視が、抽象的一般的警察法2条1項のみを根拠にして許されるなら、警備公安警察の恣意的な権力行使により市民の基本的人権の制約は、事実上野放しとなる。これは、法治国家とはいえない不正常な状態である。裁判所は、犯罪の発生や社会秩序の違反が具体的に発生する危険のない本件のような事案において、警備公安警察の情報収集活動と、収集した情報の保管、利用・活用に法的統制をかけること、つまり、そんな場合には、情報収集活動自体を違法と認定し、収集した情報の保管、利用・活用を違法と認定することで司法による統制を図る必要がある。その意味でも、本件において警備公安警察の情報収集活動の違法性と違法に収集した情報の保管・利用・活用を違法と認定することは、法治主義を貫徹するために、不可欠である。

5 裁判所はどう応答したのか？

(1) 市民運動について

- ・一審原告らの活動は、「いずれも犯罪行為を行ったり、反社会的集団と関係をもったりしていたものではない。」
- ・反対運動等については、**原子力発電所は、「その立地を含めた建設計画、建設工事、実際の運転及び避難計画等が完全なものでなければ極めて危険な施設（公共の安全を害する施設）であり、いったん事故を起せば、広範囲に回復困難で深刻な影響を生じさせること**

は公知の事実であるところ、完璧を求めたり、その水準に達しない原子力発電所の建設に反対したりすることは、極めて正当な行為であって、原子力発電所が建設される地域の住民のみならず、国民全体の福祉ないし利益に資するものであるし、ダムについても、治水、利水に有用なものではあるが、その建設によって地域社会や自然環境が破壊されたり、ゲートの誤操作等によって下流に危険を及ぼしたり、場合によっては上流側へも背水の影響等を生じさせたりするなど、常に建設が望ましいわけではなくこれに反対したり、建設計画に不備がないか検討したり、改善を求めたりすることは、極めて正当な行為である。また、ゴルフ場建設や産業廃棄物処分場についても、プラス面、マイナス面があるのであって、賛成、反対いずれの立場に立って運動等を行うなどしても、非難されるべきものではない。その他の原告らの活動についても、社会通念に従って考えて、非難されるべきものはなく、むしろ推奨されるべきものも含まれている。

「少なくとも公共の安全や秩序という面において、一般国民と何ら異なるところはないものである。」

(2) シーテック社の本件風力発電事業について

シーテック社は、上鍛冶屋地区を周辺の地域から孤立させようとしていたが、「このような行為は、地域を分断させ、地区単位の村八分を目論むものとして、違法である可能性が高いものであった。さらに、シーテック社は、上鍛冶屋財産区の山林に無断で立ち入り、杭打ちまで行うなどの行為を行っていたのである。」

「被告県は、市民運動等について、具体性のない一般的、抽象的な公共の安全と秩序の維持を主張しているが、そのような面からいのであれば、大規模な事業計画の裏では、原子力発電事業などで見られるような贈収賄ないし不透明な金銭の授受等が行われる可能性があるし、産業廃棄物処理施設などでみられるような反社会的勢力の関与等の可能性があることは公知の事実であって、本件風力発電事業を行うシーテック社も、公共の安全と秩序に悪影響を及ぼす可能性があったということになってしまうのである。すなわち、一般的、抽象的な「公共の安全と秩序の維持」という点では、原告らとシーテック社とでこの間に違いはない。

(3) 警備公安警察の活動について

大垣警察ないし岐阜県警の警察官らは、一審原告らの自然保護運動や稀少動物保護運動等の活動を妨害し、その相手方当事者を援助する目的で、相当以前から一審原告らに関する個人情報収集していたのであり、大垣警察の警察官らは、シーテック社による本件事業の推進を援助し、これに反対し、又は反対する可能性のある一審原告らの活動を妨害する目的で、一審原告らに関する個人情報のシーテック社への提供を続けていたのであるから、その目的において、これらは違法である、少なくとも明らかに社会的相当性を欠いたものであって、警察官の情報収集活動等に裁量権があるとしても、裁量権を逸脱するものであり、少なくともこれを濫用するものであると言わざるをえない。そうすると、さらにその必要性等について論ずるまでもなく、大垣警察ないし岐阜県警の警察官らの上記各行為は、国家賠償法1条1項の適用上も違法なもので、故意に、少なくとも重大な過失により、一審原告らのプライバシーを侵害したものと認められ、一審原告らに対し、損害賠償義務を負う。

(4) 被告主張に対する反論

「一審被告県は、大垣警察の警察官らが使っていた「市民運動」という単語を「大衆運動」と言い換えるなどした上、昨今の「大衆運動」においては、「大衆団体」等による組織的運動のほか、SNAによる呼びかけに呼応して、短時間で主催者等の予想をはるかに超える参会者が集まり、大規模かつ無秩序な「大衆運動」が展開される危険性を秘めているなどと主張した上、本件風力発電事業への反対も、反対運動の拡大へと発展したりするおそれがあったから、大垣警察が行った行った本件における情報収集活動にも、その必要性は認められるなどと主張する。」（56頁）

「このような主張によれば、昨今の市民（大衆）運動は、すべてこれに当てはまることになりかねないのであって、結局は、市民運動全てを危険視して、その情報を収集し、これを監視する必要があるということになってしまうのである（もし、一審被告県が、そうではないと言うのであれば、市民運動の中で、その情報を収集して監視する必要があるものと、その必要がないものとの具体的かつ明確に区分した上、）。このように、市民運動やその萌芽の段階にあるものを際限なく危険視して、情報収集し、監視を続けるということが、憲法（21条1項）による集会・結社・表現の自由等の保証に反することは明らかであり、一審被告県の主張は失当というほかない。また、企業や公共団体等が行う事業に反対する場合、その事業が不当なもので、反対することが正当なものであればあるほど、一時的な炎上等にとどまらず、着実に市民運動に発展して、拡大していく可能性が高くなるのであり、そうすると、一審被告県の主張によれば、反対運動が正当なものであればあるほど捜査機関の情報収集及び監視の対象になってしまうのであり、少なくとも大垣警察及び岐阜県警に関する限り、実際にもそうである可能性が高い。」（57頁）

「一審被告県は、個別的、具体的な主張立証をせずに、…一般的、抽象的な主張を繰り返しているだけであるが、そもそも市民運動が広がれば違法行為や近隣住民らとのトラブルが発生するとの経験則はないのであり、その意味でも一審被告県の上記主張は失当である。一審原告らが行ってきたこれまでの活動をみても、何ら犯罪性や、公共の安全や秩序に対する危険性も認められないのであり、一審原告らは、勉強会の開催、嘆願書や要望書の提出、訴訟の提起など、適法かつ平穏な方法によって活動しているものと認められ、本件風力発電事業に対する反対運動が広がったとしても、公共の安全や秩序の維持が損なわれるような事態が生じるような可能性は全くうかがわれない。」「被告県の主張は、市民運動一般に対する誤った理解に基づく独自の見解といわざるをえないのであって、到底採用することができない。そして、大垣警察の警察官らが、シーテック社の社員らからの、上鍛冶屋地区を孤立化させて、周りの地区から「なぜ賛成できないか」の声を上げさせるために大垣警察からの情報が欲しいという要請を了解していることからすると、むしろ、シーテック社及び大垣警察が、相互に交換した情報を利用した情報操作によって地域住民を分断させ、住民間のトラブルを発生させようとしているものといえるのであり、「平穏な大垣市」が維持されないようになり、公共の安全や秩序が害されることにもなり得るのであって、まさにマッチポンプともいい得るものであるが、少なくとも本件の一審原告らのこれまでの活動をみる限り、そのような事態に至る可能性は認められないのである。」（58頁）

（5）警察に対する法的統制について

警察に対する法的統制について、原告の警察法2条だけでは、法的根拠たり得ないとの批判に対し、（それを認めると、警察の活動が全て法治主義違反で違法行為となる。そこまでは、言えない）とした上で、警察が、警察法2条が根拠だという以上は、「目的」「必要性」について、客観的・具体的に主張立証する義務があると主張・立証責任を警察に負わせた。→全ての行政警察活動を法的根拠のないものとまでいうことに躊躇を覚えながら、具体的な市民の権利侵害のある事案では、個別的具体的に、活動の目的と必要性を主張立証することを求めている。この判決に従えば、今後、警察の活動により権利侵害された場合には、行政機関としての法的根拠の脆弱性から、個別的に活動の目的と必要性を具体的に警察が主張・立証することを義務づけられることとなる。

→この点が、警察庁に上告を断念させた理由。「情報収集活動の特性から高裁判決を覆すのは困難。」と判断した。一地方の一下級審の事例判決に止めるという影響の波及を最小限に抑えるための選択

6 判決の活かし方

今後、警察の行政警察活動によって権利侵害された場合には、確定した名古屋高裁判決の論理にしたがって、警察の活動の「目的」「必要性」の主張・立証を具体的に行うよう求め、その活動の相当性がチェックされることになる。

—市民の権利を守るための大きな武器を勝ち得た。

警察に対する法的統制—立法による統制、監視機関、司法的統制の必要性

①裁判所の本質と制約を理解した活用を！

裁判所の役割は、国家の行為の正当化のための国家機関

日本の裁判所・裁判官の特徴

「憲法保障には熱心ではなくとも、私権の救済には真面目」—真面目に生きてきた者が公権力によって理不尽に扱われた場合に救済を図る必要—原告個々人が問われる。

②訴訟提起の必要性

国家が日本社会が一色に塗り込められようとし、個々人の人権がともすれば軽視される現状だからこそ、違憲・違法な公権力の行使に歯止めをかける—チェックのための異議申立が必要

権利行使によって、異議申立をすることが憲法の求める人権確立のための普段の努力ではないか。

③警察に対する立法的統制と監視機関の必要性の声を上げましょう！

以上